


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	田口茂夫	
件名	東大和市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年6月8日付け生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う生活保護法の一部改正及び「生活保護法施行細則準則について」の一部改正により、条文の追加等が生じたため所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条に、進学準備給付金の支給に関する内容を追加。</li> <li>・上記内容の追加による項ずれ及び生活保護法一部改正に伴う引用条項の改正。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>進学準備給付金に関する事務処理を適切に行うことができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。